

## ハイライト:

- ・リース取引に係る会計と税務のポイント
- ・長期平準定期保険の扱いが変わります

# たっくすニュースフラッシュ

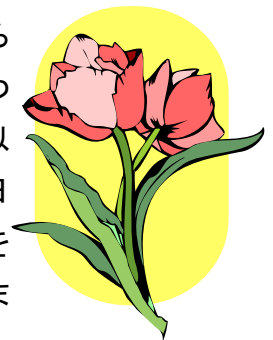
税務をみなさまの身近な存在に

## ご挨拶

### 目次:

ご挨拶	1
リース取引に係る 会計と税務	1
長期平準定期保険等	2

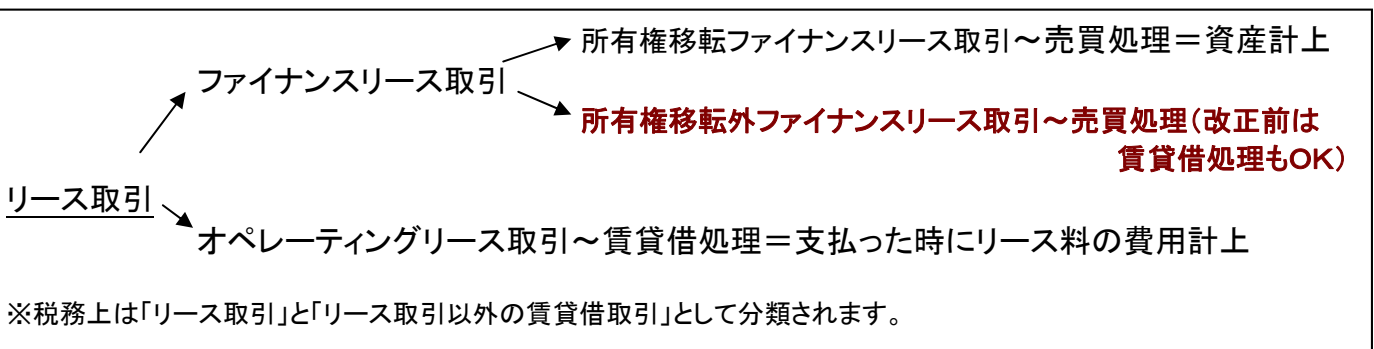
ここ数年間の暖冬に慣れた体には寒さが厳しく感じられた冬から、桜の開花が待ち遠しい春へと季節が変わろうとしております。第33号では、平成20年4月1日以降対象となる改正後のリース会計・税務及び2月28日に公表された長期平準定期保険等の取扱いの解説を行いました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

## リース取引に係る会計と税務（消費税の取扱いに注意！）

平成19年3月30日付で、企業会計基準委員会から「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」が公表されました。従来、財務諸表に一定の注記を行うことにより賃貸借処理を認めていた所有権移転外ファイナンスリース取引についても、少額(300万円以内)・短期リース(1年以内)を除いて売買処理を義務づける内容となっています。一方税務の取扱いも、平成19年度税制改正により、ファイナンスリース取引についてはすべて売買処理とすることとなりました。適用はリース会計基準～平成20年4月1日以後開始事業年度、リース税制～平成20年4月1日以後契約のリース取引からとなっています。



では改正後の影響は何処に出てくるのでしょうか。  
所有権移転外ファイナンスリース取引の場合、従来は  
(借方) リース料(賃借料) \*\* (貸方) 現預金 \*\*  
という処理を行っていましたが、今後は

### 考え方のポイント

リース料処理 → 資産計上  
(消費税の一括認識・減価償却実施)

(借方) リース資産 \*\* (貸方) リース債務  
 仮払消費税 \*\*

という会計処理に変わります。上記で仮払消費税が計上されているのは、消費税の取扱いについても売買があったものとして取り扱われることとなるため、取得時に消費税の認識を行うことになるからです。

<リース料支払い時> (借方) リース債務 \*\* (貸方) 現預金 \*\*  
 支払利息 \*\*

※リース資産総額の重要性が乏しい場合には利息相当額を控除せず

(借方) リース債務 \*\* (貸方) 現預金 \*\* という仕訳も認められます。

<減価償却> (借方) 減価償却費 \*\* (貸方) 減価償却累計額又はリース資産 \*\*

の処理となります。減価償却計算をする場合、所有権移転ファイナンスリース取引では、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定しますが、所有権移転外ファイナンスリース取引では、原則としてリース期間＝耐用年数、残存価額0とし、定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に応じたものを選択適用します。これに対し税務上は、所有権移転外ファイナンスリース取引については、リース期間定額法(リース期間＝耐用年数、残存価額＝0)により償却計算することが強制されています。従って、会計上、定額法以外の償却方法を選択適用した場合には、税法上の償却費の金額と一致しなくなるため、申告書において調整が必要となります。

<用語解説>

ファイナンスリース取引:リース期間途中で契約解除を行うことができず、且つ借手がリース物件からもたらされる経済的利益を享受し、維持管理費等の使用に伴うコストを負担することとなるリース取引

オペレーティングリース取引:ファイナンスリース取引以外のリース取引。レンタル等の取引が該当。

※「中小企業会計の会計に関する指針(案)」では、通常の賃貸借処理に係る方法に準ずる会計処理も、一定の注記を条件に認めています。

長期平準定期保険等 (>\_<)

	区分	前払期間	資産計上額
逓増定期保険	①保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が45歳を超えるもの(②または③に該当するものを除く)	保険期間の開始の時から当該保険期間の60%に相当する期間	支払保険料の2分の1に相当する金額
	②保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が70歳を超え、且つ当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が95を超えるもの(③に該当するものを除く)	同上	支払保険料の3分の2に相当する金額
	③保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が80歳を超え、且つ当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が120を超えるもの	同上	支払保険料の4分の3に相当する金額

法人が支払う逓増定期保険の支払保険料の取扱いが左記のように変わります。適用は平成20年2月28日以後の契約に係るものとなっています。

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。